



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和 7 年 1 0 月 7 日（火）岐阜県発表資料			
所 属	担 当 課	担 当 者	電 話 番 号
可茂農林事務所	農業振興課	渡辺	代表 0574-25-3111 (内線 406) FAX 0574-28-5301

農地転用許可申請書の誤廃棄について

可茂農林事務所において、農地転用許可申請書 1 2 件（申請関係者に係る個人情報 4 9 人分を含む）を誤廃棄（溶解）する事案が発生しました。

1 事案の概要

不要書類の廃棄作業を行った際、搬出した書類に誤って廃棄すべきでない申請書が混入し、溶解処理されました。誤廃棄した申請書には、申請者の氏名、住所、所有する土地地番等の個人情報が含まれていました。

なお、本事案に係る申請は、全て許可済みです。また、個人情報の漏洩はありません。

2 経緯

9 月 9 日（火）	機密文書を廃棄（庁舎外へ搬出・溶解）
9 月 1 9 日（金）	当所職員が資料作成のため、可茂総合庁舎内の書庫内を確認したところ、令和 6 年 5 月分の申請書の箱フォルダ 1 冊（1 2 件の申請書が格納）が見当たらないことに気付き、搜索を開始。
9 月 2 6 日（金）	書庫内で、「令和 6 年 5 月農地転用許可申請書」と書かれた空の箱フォルダを発見し、申請書 1 2 件を保存期間（保存期限：令和 1 2 年 3 月）満了前に誤廃棄したことが判明。
9 月 2 9 日（月） ～ 1 0 月 6 日（月）	申請者等へ謝罪及び説明。

3 今後の対応について

下記の再発防止策を徹底する。

- ・書庫等から持ち出したファイルや箱フォルダは、利用後速やかに元の位置に戻す。
- ・書類を廃棄する場合は、複数名で箱フォルダの保存期間や書類の内容を確認する。